

## 東京 D M A T 運 営 協 議 会 設 置 要 綱

平成 20 年 5 月 7 日 19 福保医救第 884 号  
一部改正 平成 25 年 3 月 29 日 24 福保医救第 1608 号

### (目 的)

第 1 大地震等の自然災害をはじめ、NBC 災害、大規模交通事故等の都市型災害の現場で救命処置等を行う災害医療派遣チーム、「東京 DMA T (Disaster Medical Assistance Team)」の円滑な運営を図るため、「東京 DMA T 運営協議会 (以下「協議会」) という。) を設置する。

### (協議事項)

第 2 協議会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を福祉保健局医療政策部長に報告する。

- 1 東京 DMA T の活動に関すること。
- 2 東京 DMA T の出場体制に関すること。
- 3 東京 DMA T の研修及び訓練に関すること。
- 4 その他東京 DMA T の活動及び運営に関して必要なこと。

### (構 成)

第 3 協議会は、次に掲げる者の中から、福祉保健局医療政策部長が委嘱し任命する委員で構成する。

公益社団法人東京都医師会  
東京消防庁  
病院経営本部  
その他福祉保健局医療政策部長が必要と認める者

### (任 期)

第 4 委員の任期は委嘱又は任命の日から 2 年とする。ただし、再任を妨げない。  
2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会 長)

第 5 協議会に会長を置く。  
2 会長は福祉保健局医療政策部長の指名により選任する。  
3 会長は、協議会の会務を総理する。  
4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。  
5 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

### (代 理)

第 6 委員は、職務代理者を代理として出席させることができる。

### (小委員会等の設置)

第7 協議会に、その専門的事項を分担して審議する必要があると認めるときは、小委員会等を設置することができる。

2 小委員会等の運営に関し必要な事項は、福祉保健局医療政策部長が別に定める。

### (公開等)

第8 協議会の会議（以下「会議」という。）及び会議に係る資料は公開とする。ただし、委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、会議を非公開とすることができる。

### (委員への謝礼の支払い)

第9 委員の会議への出席に対して謝礼を支払うこととする。

なお、月の初日から末日までに開催した会議への出席に対する謝礼の総額を翌月までに支払うものとする。

### (事務局)

第10 協議会の事務局は、福祉保健局医療政策部救急災害医療課に置く。

### (補則)

第11 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。